

えいせい

都庁職衛生局支部二コース

2007年6月15日 都庁内線63-210

電話 03-3349-1501

発行責任者 支部長 小野塚洋行

休息・休憩時間の見直しを合意 確定闘争時に 労働時間短縮の実現を！

新宿庁舎は15分拘束時間延長 子育て・介護等がある職員は延長なし

都庁職の見解

結果として本庁職場の拘束時間が15分延長となったことは大変不満。都庁職は「都労連が「今回の最終回答が納得いくものではない。本庁と事業所の休憩時間の格差をつくったことは抗議する。」と表明していることから、今後の確定闘争の中で都人事委員会に対し1日あたりの労働時間の短縮の実現を迫ることや確定期での時間短縮要求を勝ち取り、本庁と事業所の格差の是正に全力を上げること」を前提に了承することにした。

当局の最終回答

休息时间・休憩時間の見直しについて

1 休息時間は廃止する。

2 休憩時間

<原則> ○ 勤務時間が6時間を超える場合は45分

○ 勤務時間が8時間を超える場合は1時間

ただし、第一本庁舎、第二本庁舎及び都議会議事堂(以下「新宿本庁舎」という。)に勤務する職員は以下のとおり。

○ 勤務時間が6時間を超える場合は1時間

○ 勤務時間が8時間を超える場合は1時間以上

なお、新宿本庁舎に勤務し、次の事由に該当する職員から申出があり、かつ、公務に支障がないと認める場合は、原則により取り扱うこととする。

(該当事由)

a 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する場合

b 小学校に就学している子のある職員が当該子を送迎するため、その住居以外の場所に赴く場合

c 要介護者を介護する職員が要介護者を介護する場合

d 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれのある場合

3 交替制勤務等職員に係る経過措置

職務の性質のより特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員の休息时间及び休憩時間については、当分の間、なお、従前の例による。

実施時期

平成20年1月1日

その他

再雇用職員及び専務的非常勤職員の取扱いは、正規職員に準じることとする。